

緊急事態宣言延長に伴う対応についてのお知らせ

緊急事態宣言延長に伴い、令和3年3月7日まで、下記につき延長します。

記

1. 「出勤者数の7割削減」を目指します。
2. 時差通勤及び時差勤務を実施します。
3. 極力、社外の方との協議等を控え、アポイントのない来訪者に関しては、入室を遠慮して頂き玄関先での対応をとります。
4. 出社する場合は、手洗い・うがい等を徹底しウイルスの感染予防に努めます。

なお、社員本人及び関係者に感染症状（発熱等）が発覚した場合には、直ちに出社を停止し自宅待機とします。

以上

令和3年2月4日(木)

株式会社 光エンジニアリング
代表取締役社長 星野 達